

吉川市国土強靱化地域計画(案)【概要版】

1 強靱化の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定されました。

市では、大規模自然災害が発生しても市民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、市民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、市民の安全と安心を守るため、「吉川市国土強靱化地域計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、本市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる計画です。

(3) 計画の期間

令和3年度から令和8年度までの概ね5年間の計画とします。

(4) 基本目標

国の基本計画及び埼玉県の地域計画を踏まえ、本市における強靱化を推進するための基本目標を次の通り設定します。

いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

2 想定される大規模自然災害（本計画の対象）

大規模自然災害	災害の規模
地震	・東京湾北部地震、茨城県南部地震
洪水	・利根川等の一級河川の堤防の決壊
竜巻	・国内最大級（F3クラス）の発生

3 脆弱性評価

想定する大規模自然災害に対して、「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、脆弱性を評価します。

想定される大規模自然災害を設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

【脆弱性評価】最悪の事態の回避に向けた現行施策の対応力の分析・評価

強靱化に向けた施策推進方針の整理

4 強靱化に向けた施策の推進方針

脆弱性の評価・分析を踏まえ、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するため、取組に必要な施策分野を以下のとおり整理しました。

施策分野	主な施策推進方針
(1) 行政機能（消防含む）	消防体制の充実、消防施設・消防資機材等の整備
(2) 住宅・都市	防火対策の推進、公園の防災等機能の確保
(3) 保健医療	医療提供体制の整備、医薬品等の確保
(4) 福祉	家具固定の促進、要配慮者利用施設の避難確保
(5) エネルギー	自立したエネルギーの確保、次世代自動車の普及
(6) 情報通信	情報システムの強化、情報資産の確保
(7) 産業	企業における事業継続計画（BCP）等の策定
(8) 交通	避難路・輸送路確保のための道路整備
(9) 農業	農業基盤の整備、安定した営農環境の維持・確保
(10) 国土保全	河川の整備促進、雨水処理施設の整備促進
(11) ライフライン	水道施設の長寿命化と耐震化
(12) 教育	学校の災害対応力の向上
(13) 土地利用	生産緑地及び特定生産緑地の指定
(14) 環境	有害物質等の流出対策の確実な実施
(15) 地域づくり・リスクコミュニケーション	自主防災組織の育成・強化
(16) 高齢化対策	公共施設等の総合的な管理

5 計画の推進

- ・国や県との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証するPDCAサイクルの実践を通じて、効果的な施策の推進につなげていきます。
- ・吉川市総合振興計画と整合を図りつつ、社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画内容の見直しを行います。